

2024年3月25日

各 位

執行役員以上の株式保有ガイドラインの策定について

当社（社長 納 武士）は、取締役をはじめとする経営層が持続的な成長と中長期的な企業価値向上を一層意識した経営を行うため株式保有ガイドラインを策定し、本年4月1日より導入いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目的

当社は、2021年に当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的として、社外取締役を除く取締役および執行役員、フェロー、理事に対する勤務継続型譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。

さらに、2023年にはESG経営目標の達成による当社の企業価値の持続的な向上のためのインセンティブをより一層高め、株主の皆様との価値共有をさらに進めるため、ESG指標要件型譲渡制限付株式報酬制度を追加導入しております。

このような取り組みをさらに進め、取締役をはじめとする経営層が株主の皆様との価値共有および当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を一層強く意識するよう、株式保有ガイドラインを策定し、導入することといたしました。

2. 本ガイドラインの内容

取締役をはじめとする経営層は、次のとおりその役位に応じた保有株式数を基準として、就任後5年以内に達するように努力する。

代表取締役社長：基礎報酬の3倍に相当する株式数

その他の取締役：基礎報酬の2倍に相当する株式数

執行役員・フェロー・理事：役位に応じて基礎報酬の1倍から1.5倍に相当する株式数

3. 本ガイドラインの対象者

社外取締役を除く取締役、執行役員、フェロー、理事

ただし、業務執行を監査・監督する職務にあたる者※は対象者から除く

※監査等委員会設置会社移行後の監査等委員である取締役や監査部長等

以 上

【お問い合わせ先】

三井金属 経営企画本部 コーポレートコミュニケーション部

TEL 03-5437-8028 E-mail PR@mitsui-kinzoku.com